○国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則

(平成26年7月1日細則第8号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程(以下「年俸規程」という。)第2条第1号に基づき、年俸制給与の適用を受ける職員(以下「年俸制適用1号職員」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用1号職員は、別表に掲げる教育研究 組織及び職等に在職する者とする。

附則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究機構	教授(国際的に優れた研究業績を有する
		研究者で、本学が特に必要と認める者に
		限る。)